

## 宍粟市規則第3号

### 宍粟市ふるさとづくり寄付条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市ふるさとづくり寄付条例(平成20年宍粟市条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (寄付金の受入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書(様式第1号)により受け付けるものとする。

2 市長は、寄付の申込み又は收受した寄付金が公序良俗に反するものと認められる場合は、寄付の受入れを拒否し、又は收受した寄付金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

#### (寄付金台帳等の作成)

第3条 市長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号)を作成しなければならない。

2 市長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

#### (寄付金の額)

第4条 寄付金の額は、1口千円以上とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

#### (運用状況の公表)

第5条 条例第10条に規定する運用状況の公表は、次の方法で行うものとする。

(1) 宍粟市ホームページへの掲載

(2) 宍粟市広報への掲載

2 公表の時期は、毎年4月及び10月とする。

#### (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。